

## 国際・国内希少野生動植物種の保全と適正な取引を推進します。

### 1. 事業目的

- ① 科学当局としてワシントン条約の適正な履行を進めるとともに、同条約で国際取引が規制されている象牙やべっ甲などの適正な国内取引を推進する
- ② 種の保存法で保護されている国内に生息する希少野生動植物種の違法取引と密輸を撲滅する

### 2. 事業内容

ワシントン条約の適正な履行及び希少野生動植物種の保全を進めるため、以下の事業を実施します。

- 希少生物の国際取引の適否の判断に必要な情報を体系的に収集します。
- 象牙等の希少野生動植物種の個体及びその器官・加工品を取り扱う事業者に対し、立入検査や指導を強化し、市場の適正な管理に注力します。
- 関係機関（省庁、自治体、事業者）の連携を強化し、国内希少野生動植物種の違法採取及び密輸対策について、効果的な対策を実施します。
- 種の保存法についてより広く国民が理解し、違法流通に巻き込まれることを未然に防止するため、普及広報を行います。
- 登録機関において、法に基づく届出がインターネット経由でも可能となるよう届出電子システムを運用し、国民の利便性を向上させます。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体/非営利団体/研究機関
- 実施期間 昭和61年度～

### 4. 事業イメージ



### Ⅲ.関係機関と連携した国内希少種の違法採取・密輸対策（令和2年度の施策概要）

#### ～沖縄奄美地区をモデル地域として～



#### （1）関係機関団体との連携強化及び対策推進のための会議開催

- 1) 奄美群島地域（鹿児島県）、沖縄県地域（沖縄県）を包括的に対象とする会議開催
- 2) 各地域における現場レベルの会議開催  
※8箇所想定（奄美大島、徳之島、やんばる、慶良間諸島、久米島、石垣島、西表島、与那国島）
- 3) 関係機関（行政機関・運輸機関・物流機関・警察機関）との監視・連絡体制の構築

#### （2）実効性ある違法採取及び密輸対策

- 1) 希少野生動植物の識別ツールの開発等  
両生類・は虫類・昆虫・植物等 13種程度作成見込み
- 2) 空港等で差押さえた種判別困難生物の専門家による同定（100件）
- 3) 違法採取パトロールの強化  
※1箇所あたり、2名一組、100日実施  
※8箇所想定（奄美大島、徳之島、やんばる、慶良間諸島、久米島、石垣島、西表島、与那国島）



#### （3）普及啓発

- 1) チラシ・ポスターの作成  
※3種類（奄美ver、沖縄本島ver、八重山ver）×各3言語（日・英、中）  
×各2種類（ポスター、チラシ）
- 2) 空港や港湾での希少種持ち出し禁止キャンペーンの実施  
計3空港（奄美空港、那覇空港、石垣空港）を想定

